

**第4世代移動通信システムの導入のための
特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付結果について
～3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局～**

総合通信基盤局

平成26年11月

第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定申請を、本年9月26日(金)から同年10月27日(月)までの間、受け付けたところ、3件の申請がありました。

<申請者(50音順)>

○株式会社NTTドコモ(代表取締役社長 加藤 薫)

○KDDI株式会社(代表取締役社長 田中 孝司)

／沖縄セルラー電話株式会社(代表取締役社長 北川 洋)

※ KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社に係る申請については、地域ごとに連携する者として申請しているため、第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の規定に基づき、1の申請とみなして、審査を行います。

○ソフトバンクモバイル株式会社(代表取締役社長兼CEO 孫 正義)

提出された申請書に記載の数値等は別紙(次ページ以降)のとおり。

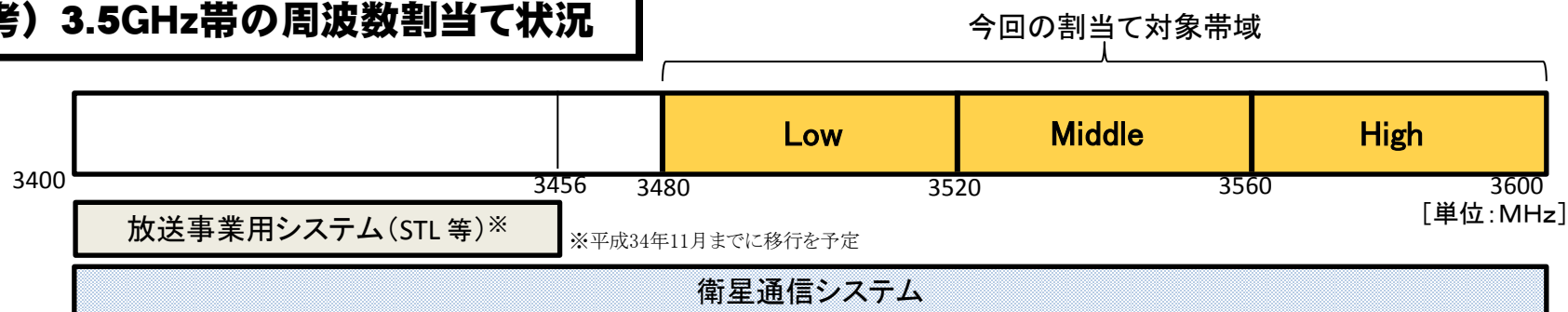
特定基地局の開設計画 申請概要（設備投資額、希望周波数）

申請者(50音順)	NTTドコモ		KDDI／沖縄セルラー電話		ソフトバンクモバイル	
運用開始日	特定基地局※1	高度特定基地局※2	特定基地局※1	高度特定基地局※2	特定基地局※1	高度特定基地局※2
	平成28年3月31日	平成29年3月	平成28年3月31日	平成29年3月末	平成28年3月31日	平成29年3月31日
サービス開始	平成28年10月	平成29年3月	平成28年6月30日	記載なし	平成28年12月	平成30年3月
特定基地局の設備投資額	1,821億円		1,676億円		787億円	
希望する周波数の範囲	第1希望 Lowバンド 第2希望 Highバンド 第3希望 Middleバンド		第1希望 Highバンド 第2希望 Middleバンド 第3希望 Lowバンド		第1希望 Highバンド 第2希望 Middleバンド 第3希望 Lowバンド	

*1 特定基地局は、新たに割当てを受ける周波数を使用する全ての基地局・陸上移動中継局を指します。

*2 特定基地局(屋外等に設置する基地局に限る。)のうち、最速1Gbpsの通信速度を実現可能で、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用するものを指します。

(参考) 3.5GHz帯の周波数割当て状況



(参考)特定基地局の開設計画の認定制度(周波数の割当て)の概要

制度の概要

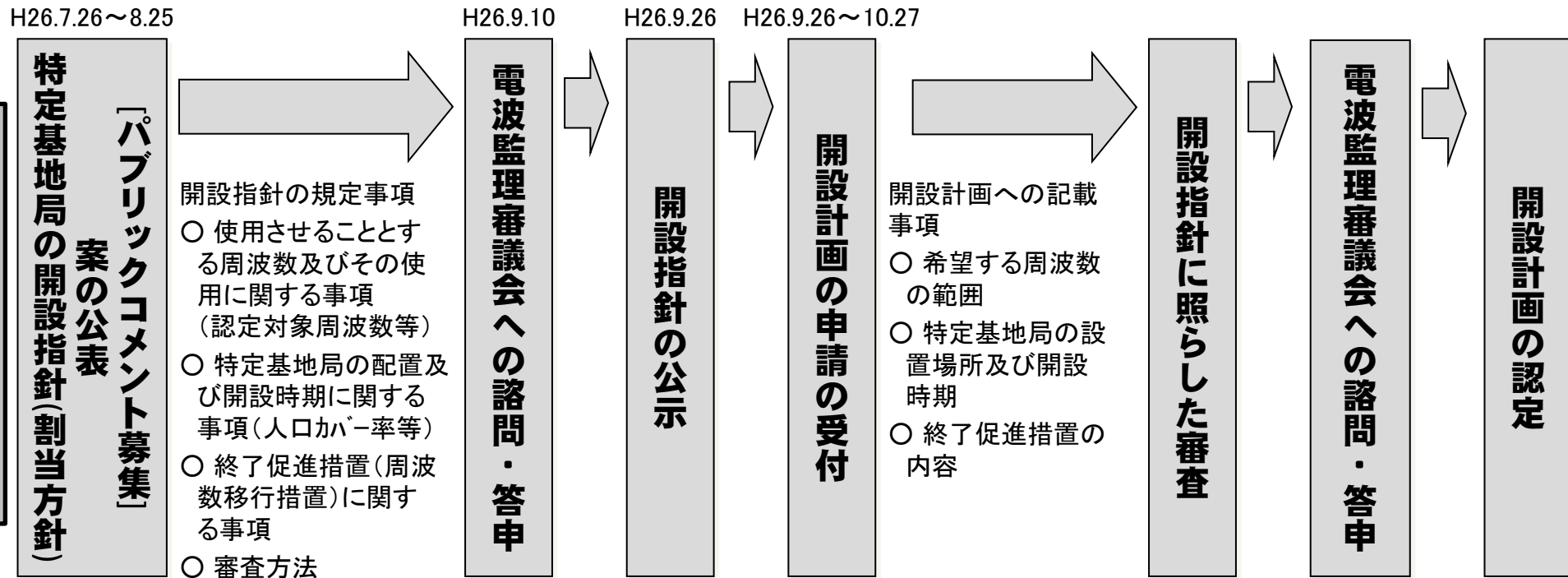
✓ 携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局(特定基地局)については、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能。【電波法第27条の17】

✓ 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。

【電波法第27条の12・第27条の13】

- ①総務大臣が開設計画(割当方針)を公示[電波監理審議会への諮問・答申が必要]
- ②開設計画の申請の受付
- ③開設計画に照らして審査・認定[認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要]

具体的な手続きの流れ



1. 特定基地局の範囲

第4世代移動通信システム（TDD方式）の基地局及び陸上移動中継局で、下記2の周波数を使用するものとする。

2. 使用する周波数

全国において、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数とする。

3. 特定基地局の配置及び開設時期

(1) 認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率※が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

※約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出

(2) 認定から2年後の年度末までに、特定ひっ迫区域（繁華街やターミナルなど通信の利用が特に集中するエリアを含む区域）において高度特定基地局※の運用を開始しなければならない。

※最速1Gbpsの通信速度を実現可能なシステムで、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用する基地局に限る

(3) 全ての都道府県において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

4. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

5. 申請可能周波数幅

申請できる周波数幅は、40MHzとする※。

※3,480MHz超3,520MHz以下、3,520MHz超3,560MHz以下及び3,560MHz超3,600MHz以下の3バンドについて割当てを希望する順に記載する

6. 認定開設者の義務

(1) 他の認定開設者との混信等を防止するために、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について、あらかじめ他の認定開設者と合意しなければならない。

(2) この帯域等を使用して宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用者に対し、特定基地局の設置による影響を周知するとともに、問合せに対応するための窓口を全ての認定開設者が共同して設置しなければならない。

(3) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

(4) 総務大臣は、(3)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

以下の事項並びに前頁の1～5の事項に全て適合していること

- (1) 基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること
- (2) 無線設備に関する技術的検討等の実績・計画及び基地局運用に必要な電気通信設備の調達・運用・保守に関する計画を有すること
- (3) 無線従事者及び電気通信主任技術者の配置計画を有すること
- (4) 障害・輻輳を防止し又は最小限に抑える計画を有すること
- (5) 設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること
- (6) 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
- (7) 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置を行う計画を有すること
- (8) 他の認定開設者との混信等を防止するため、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について他の認定開設者と連絡・調整を行う計画を有すること
- (9) 特定基地局の設置により、宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備に支障を与えるおそれがある旨を周知するとともに、当該設備の運用者からの問合せに対応するための窓口を設置するなどの体制整備の計画を有すること
- (10) 携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- (11) 提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること
- (12) 申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないこと
 - ① 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
 - ② 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
 - － 一方が他方の筆頭株主である場合
 - － 周波数を一体的に運用している場合
 - ③ 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
 - ④ 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
 - ⑤ 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

等



上記基準を満たす者が4以上の場合は、競願時審査基準により審査

なお、割当てを希望する周波数が重複する場合も、競願時審査基準を適用し、上位者から希望に従って周波数を指定

(参考)開設指針の概要③(競願時審査基準)

以下の基準への適合の度合いがより高い3者の計画を認定。

審査事項	
基準A	認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率(5%刻み。以下同じ。)がより大きいこと
基準B	認定から4年後の年度末における、特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いこと(1,000局単位で多寡を比較)
基準C	特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするもの)の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること
基準D	特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること (1)人為ミスの防止、(2)設備容量の確保、(3)ソフトウェアバグの防止
基準E	多数の者(携帯電話事業者及びBWA事業者を除く。)に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること
基準F	申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の周波数を含む)の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の契約者数を含む)がより大きいこと ※ 周波数を一体運用する他の携帯電話事業者又はBWA事業者がある場合、当該事業者の周波数及び契約数を通算する。なお、事業者間のMVNOにより契約数に重複がある場合は調整を実施する。
～以下の審査は、申請者が既存事業者のみの場合、又は、基準A～Fを審査した結果上位3位以上が既存事業者である場合に実施～	

【第1基準】

基準G	認定から4年後の年度末における指定済周波数における人口カバー率がより大きいこと ①基地局の人口カバー率、②4G基地局による人口カバー率(110Mbps相当の通信速度を実現可能なものに限る)
基準H	認定から2年後の年度末における特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局によるエリア外人口の解消数がより多いこと(100人単位で多寡を比較)

【第2基準】

基準I	認定から4年後の年度末における特定基地局及び指定済周波数を使用する基地局による面積カバー率(非居住地域を含む。1%刻み)がより大きいこと
-----	--

基準G・Hを審査してもなお同順位者がいる場合